

くらし建設委員会会議録要旨

開 会 日	平成 29 年 12 月 14 日（木）午前 10 時 00 分
閉 会 日	平成 29 年 12 月 14 日（木）午後 1 時 9 分
場 所	長久手市役所西庁舎 第 7・8 会議室
出席委員	委員 長 川合保生 副委員 長 なかじま和代 委 員 青山直道 ささせ順子 じんの和子 田崎あきひさ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部次長兼財政課長 浦川 正 財政課長補佐（財政担当） 嵯峨 剛 行政課長 飯島 淳 課長補佐 児玉 剛 くらし文化部長 加藤正純 相談監 浅井雅代 たつせがある課長 川本満男 課長補佐 熊谷美恵 悩みごと相談室長 近藤かおり 課長補佐 粕谷庸介 建設部長 角谷俊卓 次長兼都市計画課長 加藤英之 開発調整監 中垣 智 土木課長 矢野克明 主幹 丸山賢一 みどりの推進課長 磯村和慶 主幹 成瀬 守 主幹 朝井雅之 緑化推進係長 水野広道 下水道課長 古橋 剛 課長補佐 大橋勝芳 経営係長 伊藤弘憲 計 23 人
職務のため出席した者の職氏名	議長 加藤和男 議会事務局長 福岡隆也 専門員 大谷 悠
会 議 録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言

議長 あいさつ

市長 あいさつ

議案第 54 号

悩みごと相談室長 議案第 54 号 長久手市消費生活センター条例の制定について説明

なかじま委員 消費生活センターの開設日と時間はどのようなか。また担当職員は何人で、専任か兼任かどちらか。

悩みごと相談室長 開設日と時間について、月曜は午前 9 時から 12 時まで、火、水、金曜は午前 10 時から午後 4 時までの週 4 日を考えている。担当職員は兼任で、センター長と主事級職員の 2 名とし、主事級職員は主に消費生活センター業務を担当する予定である。

なかじま委員 消費生活相談員資格試験に合格した者、またはこれと同等以上という条件は、必ず有していなければならない資格要件なのか。

悩みごと相談室長 そのとおりである。

なかじま委員 相談数の想定件数はどのようなか。また相談員の報酬単価はどのようなか。

悩みごと相談室長 相談数は年間 200 件弱を想定している。報酬は報償金として支払うことになるが、1 日勤務で 1 万 1,000 円、半日勤務で 5,500 円を予定している。

なかじま委員 相談員に対して苦情が出た場合の担当窓口はどこになるのか。

悩みごと相談室長 消費生活センターがまず苦情の窓口となり、その上部組織の愛知

県消費生活総合センターにつなぐことになる。

じんの委員 電話相談や予約、空き状況の確認、斡旋交渉は可能か。

悩みごと相談室長 電話相談や斡旋交渉は可能で、予約や空き状況の確認についてはできず、開設している時間に利用してもらう形となる。

じんの委員 消費生活センターの運営体制はどのようなか。

悩みごと相談室長 センター長、担当職員、消費生活相談員という体制となる。相談員は3人いるが、各相談日に1人勤務とする予定である。

じんの委員 消費生活センター事務の実施効果をどのように考えているか。

悩みごと相談室長 現在は相談業務と啓発業務を別の部署で実施しているが、センター化することにより業務を一本化する。相談で得られた情報を周知する場合、すぐに啓発業務に移り、被害の未然防止につなげることができるなど業務の強化を図ることができると考えている。

じんの委員 県及び関係機関との連携体制はどのようなか。

悩みごと相談室長 豊明市、日進市、みよし市、東郷町と協定を締結しており、本市が開設していない日でも他の消費生活センターで相談ができるようになっていく。また県とも愛知県消費生活総合センターで同様の体制をとるよう連携している。

田崎委員 開設日と時間が一定でないのはなぜか。また土日に本市で相談したいというニーズもあると思うが、将来的にどう対応していくのか。

悩みごと相談室長 現在相談員の確保が大変難しい状況であり、まずは週4日の開設とし、開設していない木曜については、今後の検討事項と考えている。また土日の開設は現在のところ考えていないが、県自治センターで開設され対応しているので、本市については今後検討したい。

田崎委員 月曜の午後は人員が確保できないので開設していないと思うが、将来

的には平日は全て開設したいという方向性なのか。

悩みごと相談室長 平日の午前 10 時から午後 4 時まで開設できるよう、今後前向きに考えていきたい。

ささせ委員 市単独で消費生活センターを設置するメリットは何か。

悩みごと相談室長 人口 5 万人以上の市町については、国や県から消費生活センターを設置するよう努力してほしいとの依頼が来ている。また、市民にとって身近な相談ができるということがメリットと考えている。

ささせ委員 消費生活センターの開設を 4 月 1 日ではなく 3 月 1 日としたのはなぜか。

悩みごと相談室長 開設に向けて、消費生活センター設置の条件である、相談日の週 4 日以上の開設や全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）の接続を進めてきたが、平成 29 年度中の開設であれば、愛知県の補助制度が利用可能であり、議決後に周知や相談室改修を行う期間を考慮し、平成 30 年 3 月 1 日に開設することとした。

ささせ委員 全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）とは何か。

悩みごと相談室長 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談、消費生活相談情報の収集を行い、消費者行政に役立てることを目的として構築されたシステムである。

ささせ委員 P I O - N E T を閲覧できる者の制限はどのようなか。

くらし文化部相談監 P I O - N E T の構築は、消費生活センターの設置条件となっている。このシステムを使用して、相談員から寄せられる苦情及び相談の吸い上げや、国、県、市町村からの情報提供を行うことにより、市民への啓蒙や問題の早期解決に活用できると考えている。

じんの委員 条例第7条の「当該情報の適切な管理」とは何か。

悩みごと相談室長 情報の管理はそれぞれにログインIDとパスワードを設定しており、利用は消費生活相談員及び担当職員に限定している。

じんの委員 今後、周知はどのようにしていくのか。

悩みごと相談室長 広報または折り込みチラシ、市ホームページで周知していきたい。

議長 月、火、水、金曜の開設であるが、開設開始日の3月1日が木曜である。この日は相談を受けないのか。

悩みごと相談室長 本市では消費者相談業務は行わないが、他の消費者行政に関する業務を行う。

質疑及び意見は終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

議案第54号は、賛成全員で原案のとおり可決

議案第57号

みどりの推進課長 議案第57号 長久手市都市緑化基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明

田崎委員 これまでこの条例には基金を処分できる規定がなかったが、他の基金

の規定はどのようなか。

財政課長 彼の基金は処分できる規定を設けている。都市緑化基金については、最初は利子で運用する果実運用型で進めていたが、利子が低金利で運用が難しいため、今後緑の施策を進めていく上で基金の活用が必要と判断し、条例改正するものである。

田崎委員 条例第7条の「みどりあふれる潤いとやすらぎのあるまちづくりを推進するための経費」という条文が抽象的な表現で市民に伝わりづらいが、具体的には何か。

みどりの推進課長 条例第7条の条文は、みどりの条例を引用しており、事業はみどりの推進、みどりの保全、みどりの啓蒙の3本柱で進めている。みどりの推進は公園の整備や緑化、生垣や壁面緑化の補助のような民間施設や民有地の緑化、緑化施策に関するものである。みどりの保全は里山プランにおける市民活動等である。みどりの啓蒙は平成27年度に開催された都市緑化フェアで活動していた市民団体が今でも継続して活動しており、さらに活性化するための市民活動である。以上のような事業を対象に基金を活用していきたい。

田崎委員 基金残高が約9億5,500万円と多額であるが、執行部の采配で一部の団体のみしか基金を使用しないことでは困る。また基金の処分方法は申請やプレゼンテーションを受けた団体に助成するなどしないとチェックが働かないと思うが、どう考えているか。

みどりの推進課長 基金の用途については、何にでも使えることではいけないので、慎重に判断していきたい。また市民活動以外にも緑化の維持管理事業、施設の改修、県のジブリパーク関連事業に追随する事業等にも基金を活用できればと考えている。

田崎委員 どこの市民活動団体に基金を取り崩して支払ったかを見える形にしておかないといけないと思うが、どう考えているか。

みどりの推進課長 現在、市民活動に対する助成はしておらず、市民活動に必要な花植えや花かごのような消耗品を市が購入し、それを市民団体に渡して活動に役立ててもらい、コミュニティを形成する目的となっているものである。議会に対しては予算書における繰入金欄で確認することができるようにしたいが、具体的な説明については今後調整していきたいと考えている。

なかじま委員 基金の利子について、平成6年は約602万円、平成14年は約37万円と増減があるが、利子を緑道維持管理費として運用するのにこれまでどのように対応してきたのか。

みどりの推進課長 最近の緑道維持管理費は4,000万円弱かかっており、利子のみでは緑道維持管理費すべてを賄えない。不足する管理費については一般財源から支出している。

青山委員 都市緑化基金推移表において、平成6年度の「前年度末」の欄にのみ前年度の利子額が含まれているが、どういうことか。

みどりの推進課長 確認して後ほど回答する。

じんの委員 今までは基金の利子のみの運用であったが、みどりの推進事業は基本的に一般財源から支出してきたのか。

みどりの推進課長 都市緑化フェアについては、あいち森と緑づくり税交付金を活用して事業を実施した。今後、屋上緑化や民有地緑化については、あいち森と緑づくり税交付金を活用して事業を実施し、生垣や屋上緑化、壁面緑化は一般財源から支出している。一般財源から支出している事業に対して基金を活用していきたい。並行してあいち森と緑づくり税交付金を

活用している事業もあるが、こちらには基金を充当しないことを予定している。

じんの委員 二ノ池湿地で活動している市民団体があるが、そういった団体が基金を活用できる可能性はあるか。

みどりの推進課長 個別の事業がみどりの施策に合致するのかを判断することが必要である。湿地については環境の側面が多分にあるため、判断が難しい。

じんの委員 条例改正をこの時期にしなければならないのはなぜか。

みどりの推進課長 平成 27 年度に都市緑化フェアが開催され、緑の機運が盛り上がってきていること、里山プランを策定し、市民団体が活動を始めたこと、市西部の区画整理事業により整備した緑道の改修時期となっていること、県が進めるジブリパーク構想について県との連携を始めるタイミングで柔軟かつ迅速に対応すること、等の状況から今回議案を提出したものである。

なかじま委員 平成 22 年度に策定したみどりの基本計画について、目標年度が平成 30 年度となっているが、次期計画は策定するのか。

みどりの推進課長 都市緑地法第 4 条で基本計画の策定について定められており、平成 31 年度に次期計画を策定する予定である。

財政課長 先ほど青山委員から質問のあった、都市緑化基金推移表で平成 6 年度の「前年度末」の欄にのみ前年度の利子額が含まれているのはなぜかという件であるが、基金積み立て開始の年は利子を使用せず、全額基金に積み立てたと承知している。2 年目からは果実運用型として、発生した利子を全額緑道の維持管理費等に充てている。

川合委員 基金を取り崩すことになったら、今後の利子の取扱いはどのようなか。

みどりの推進課長 現在と変わらず、緑道の維持管理費に充てることになる。

川合委員 利子の使途は変更がなく、基金を取り崩していくことになるということとは、寄付がない限り基金は減少していくということか。

みどりの推進課長 ふるさと寄付金として、みどりの事業を細分化することができれば、寄付金を基金に積み立てる可能性を検討していきたい。

川合委員 既存の公園に植樹するとみどりの空間ができるので、それに対して基金を活用するのは問題ないということか。

みどりの推進課長 公園は新設する公園と、既存の公園で長寿命化のため施設を更新するものがある。第2次新しいまちづくり行程表のフラッグ3のみどりに「公共用地を中心にまちに緑の森を増やす」という政策がある。公園や香流川緑地は植栽していく計画であるが、みどりの条例の中でみどりの推進の施策には緑化の推進という基本方針があり、公園については空地を確保しながら機能を阻害しないよう判断しながら緑を増やしていくことも予定している。

川合委員 議案だけを見るとどんな事業にでも基金を使うことができるように見えるが、それはよくないのではないか。条例案には制限されるような条文がない。条例第7条の「場合に限り」という範囲が広過ぎると考えるがどうか。

みどりの推進課長 みどりの基本計画及び推進計画において、必要であると位置づけがある部分は歯止めとなっていると考える。位置づけられていない場所への植栽については計画に照らし合わせて判断することが重要である。また、ジブリパーク構想については内容が県から示されていない状況であるので、あまり内容を限定してしまうと基金を使いづらくなってしまふ。本市のみどりに対する考え方と県に追従できる部分はあると考えており、これまで県と1、2回打合せをしたが、連携して事業を進めてい

く方針である。そういった面では条文に柔軟な部分も残しておく必要があると考えている。

川合委員 ジブリパーク構想は県有地であるモリコロパークで実施するものであるので、それに市が基金を投入するのは当然認められない。条例の中に歯止めになる規定がないと不安であると考えているがどうか。

みどりの推進課長 モリコロパークの敷地内に対して基金を投入することは考えていない。都市緑化フェアの際も敷地外でサテライト会場を実施したが、ジブリパーク構想については市の施設を活用することを考えている。敷地内は愛知県、敷地外は長久手市と住み分けがされている。ただ、構想が示されていないため、歯止めとなる部分を考えるのは難しい。今後、みどりの基本計画の改訂の際に精査していきたい。基金の運用については、みどりの推進計画の中で都市緑化基金の推進・設置という項目があり、その見直し、基金の活用方法について記述するのは難しいかもしれないが、計画を策定しながら判断していきたい。

田崎委員 基金ではなく、自由にお金を使える特別会計のようなものになってしまっている。約9億5,500万円という基金をどう使っていくのかルール作りが必要ではないかと考えるが、市長はどう考えているか。

市長 都市緑化基金については、預金利率が低く、利子のみを緑道の維持管理に充てていくのは額が少なすぎるため、一般財源で賄っている状況である。今後具体的な基金の用途については相談していくが、基金を自由に使っていくことはないかと約束する。

川合委員 通常はみどりの基本計画の改訂に合わせて条例改正の議案を提出するものだと思うが、基金を活用できるようにしてから計画を検討するのは本末転倒ではないか。

みどりの推進課長 緑化を積極的に進めるため、平成 28 年度にみどりの推進課が設置された。施設の維持については、長湫南部土地区画整理組合、長湫東部土地区画整理組合から寄付金を受けて整備した、例えばせせらぎの径の改修については大規模に実施する時期に差し掛かってきている。利子の運用だけではなく、約 9 億 5,500 万円まで積み立てられた基金を有効に活用するため、今回のタイミングで議案を提出したものである。

市長 長湫南部地区のように、緑が多い地域の方が駅に近いよりも転入する人が多いので、緑を増やしていくことは必要なことであると考えている。ジブリパーク構想についても、市全体をジブリパークシティのようなものとなるようみどりの推進について検討していかなければならないと考えている。

<午前 11 時 13 分休憩>

<午前 11 時 25 分再開>

委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

市長 長湫南部土地区画整理組合や長湫東部土地区画整理組合から寄付を受け、全体をメンテナンスしてほしいとの申し出があった。基金の利子は約数十万円しかなく、これまでは予算が不足しなかったが、今後は事業を実施するのに一般財源からの補填だけでは不足するため、基金を活用したいという理由から今回の議案を提出した。

建設部長 緑地維持管理費については、基金の利息から支出することは今後も変更しない。基金の活用方法については他の基金と同様、財政部局と基金取り崩しのルールを調整する必要があり、目的外の施策には基金を取り

崩すことができず、自由に活用できるものにはならない。

財政課長 基金については、財政部局でしっかりと運用管理していく必要がある。中長期的な財政計画のもと、施策に合った基金を取り崩していくかを考えながら運用していきたい。自由に活用できる基金ではないことを理解されたい。

委員長 条例第 7 条の内容と執行部の説明で担保されているかを委員会として信用するかどうかである。やはり条文に具体的な内容を記述すべきかどうかを含めて何か意見はあるか。

じんの委員 処分できるようになる基金の使途や活用方法など、市民に対し、支出対象となる施策をより明確にするべきと考えるので、継続審査としたい。

委員長 じんの議員から議案第 57 号の継続審査の動議が出された。議案第 57 号を継続審査とすることに賛成の議員の挙手を求める。

<挙手多数>

委員長 賛成多数であるため、継続審査としたい旨を議長へ申し出ることとする。

議案第 58 号

下水道課長 議案第 58 号 長久手市下水道事業設置等に関する条例の制定について説明

なかじま委員 この条例を制定することにより新たに必要となるものは何か。

下水道課長 公営企業会計を運用するシステムが必要となる。昨年度から構築を進め、今年度はテストランを実施しており、平成 30 年 4 月 1 日から稼働できるよう準備している。

なかじま委員 事業計画は何年ごとに見直すのか。

課長補佐 概ね5年から7年に1回見直している。

なかじま委員 条例第3条の「常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。」とは利用者にとって具体的にはどのようなことか。

下水道課長 主に河川や海等の公共用水域の水質を改善することで、例えば浄化槽からの排水が側溝に溜まった際に発生する蚊やにおいが改善されること等である。

なかじま委員 条例第4条第1号の「予定価格が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡」を予算で定めなければならないとなっているが、金額を2,000万円以上としたのはなぜか。

経営係長 本市一般会計における通常の契約の予定価格、また地方公営企業法施行令で定める市の額と同額としたからである。

じんの委員 この下水道事業は、これまで公共下水道事業と農村集落家庭排水施設事業の2つだったものを1つに統合するという考え方でよいか。また、本市の場合は地方公営企業法の全部適用ではなく、財務規定等の一部適用ということによいか。

下水道課長 そのとおりである。

じんの委員 法適用後の事務執行体制はどのように変わるのか。

下水道課長 事務執行体制は現在と変わらない。地方公営企業法を全部適用すると、一事業所として会計事務や人事管理等の業務を下水道課で行うことになるが、現在の人員のままその業務が増加すると下水道事務自体の業務効率が下がるため、今までどおり会計事務は会計課、人事管理は人事課が行う一部適用とするものである。

じんの委員 事業の管理者は今までどおり市長でよいか。

経営係長 そのとおりである。

じんの委員 条例第9条の「業務の状況を説明する書類」とは具体的に何か。

経営係長 毎年度半期ごとに公表するもので、9月末、3月末それぞれの執行内容、工事の状況、償還の内容等を公表する。業務の状況を説明する書類に予算の概要及び事業の経営方針を付属する場合は、予算の執行状況、現在の現金残高等も公表する。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

議案第58号は、賛成全員で原案のとおり可決

議案第59号

土木課長 議案第59号 訴訟の提起について説明

じんの委員 被告が督促異議を申し立てたとのことだが、その内容と根拠はどのようか。

土木課長 督促異議の内容は、月額2万円の分割支払いとしたいということである。根拠については異議申立書に記載されていないが、被告の財政状況を調査し、金額が妥当かどうか確認していくことになる。

じんの委員 訴訟の見込みはどのようなか。

土木課長 事前に弁護士に相談したところ、分割払いの額については一般的であるとのことである。場合によっては和解となる可能性もあると考えている。

なかじま委員 ガードレールに衝突した原因は何か。

土木課長 警察の調べでは原因は特定されていないが、おそらく前方不注意であると考えている。

なかじま委員 損傷により交換したガードレールの量や単価、工賃はどのようなか。該当箇所の経年は何年で、交換の予定があったのであれば交換時期まで何年残っていたのか。

土木課長 損傷したのはガードレール 16 メートル分、高木 1 本、低木 12 本である。単価及び工賃については、愛知県の積算基準に基づき設計した。ガードレールの修繕が 16 メートル分で 16 万 5,000 円、高木 1 本及び低木 12 本が 8 万 6,000 円、その他交通誘導員等を合計し、直接工事費が約 28 万円、それに経費等を合計した設計費総額が約 78 万円である。その後入札を実施した結果、請負額は 69 万 1,200 円となった。ガードレールは道路が完成した当時からあり、10 年以上経っていると思うが、鋼材を組み合わせて作っている構造物となるため、耐用年数は一概に言えず、何年経ったら交換するというものではない。ただ今回の事故で車がガードレールを越えて歩道に衝突してはいなかったため、機能的な部分は残っていたと考える。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

議案第 59 号は、賛成全員で原案のとおり可決

陳情について

委員長 愛知県商工会連合会及び長久手市商工会から、商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充に係る陳情書が持参により提出された。委員会としてどのような処置とすべきかについて、意見はあるか。

青山委員 市長あてにも同様の陳情書が提出されているため、各議員への配布に留めることでよいのではないか。

委員長 各議員への配布に留めることについて、異議があるか。

<異議なし>

陳情書は、各議員への配布に留めることにすることと可決。

<午前 11 時 57 分休憩>

<午後 1 時 00 分再開>

執行部報告について

1 舗装修繕工事について

- 土木課長
- ・ 舗装修繕計画に基づいて毎年実施しており、今年度は図書館通りの中央図書館南交差点から長湫仲田交差点までの区間において修繕を実施する予定である。当初は8月下旬に契約を予定していたが、現場を確認したところ舗装の劣化が進行しており、再度測量を実施するなど時間がかかったため、契約が遅れてしまった。
 - ・ 平成29年11月1日に施工業者と契約を締結し、現在事前測量を行っているところであり、年明けから舗装工事に着手する予定である。平成30年2月16日が工期となっているため、それまでに工事完了の予定である。

議長

舗装の劣化が進行しているとのことだが、当初予算3,040万円の範囲内で実施できるのか。

土木課長

舗装の劣化している箇所を途中から切ってそのままにしておくのではなく、今後の管理面を考慮してその範囲まで修繕したいと考えている。当初予算に加え、道路修繕の予算から流用して対応している。

2 路面下空洞調査委託について

- 土木課長
- ・ 今年度からの実施事業であり、空洞探査車で路面下の空洞を調査することにより、道路陥没を未然に防止し、安全・円滑な道路通行の確保を目的としている。
 - ・ 今年度は愛知県の緊急輸送道路と一級市道（幹線）を調査することとしており、初めて行う事業であるため積算に時間がかかり、発注が遅れてしまった。

- ・ 平成 29 年 10 月 25 日に委託業者と契約を締結し、現在は調査が完了しており、その解析を行っているところである。平成 30 年 2 月 9 日までに完了の予定である。

3 東島 2 号線中心線測量及び境界確定測量委託について

- 土木課長
- ・ 岩作地区生活道路整備基本計画に基づき、東島 2 号線を優先道路として順次拡幅を実施しているところである。
 - ・ 地元住民で組織する岩作地区生活道路整備協議会と協力しながら進めており、協議会が主体となり、当該道路沿線の土地所有者へ工事实施に対して同意を取りまとめているところである。当初は地元説明を行った後すぐに同意を得る予定であったが、不在の家や空き家があり同意までの時間が想定よりかかったことで、発注が遅れてしまった。
 - ・ 東島 2 号線中心線測量については、平成 29 年 11 月 16 日に公益社団法人愛知県託登記土地家屋調査士協会へ事務を依頼し、中心線の線形は完了している。今後は協議会で道路沿線の土地所有者に対して説明会を開催し、説明に加え、道路拡幅について同意を得ていきたい。
 - ・ 境界確定測量については、引き続き発注を行い、年度内に完了する予定である。

委員長 次に、閉会中の継続調査について継続調査申出事件一覧表のとおり、引き続き閉会中も継続して調査することを提案するがよろしいか。

<異議なし>

異議なしのため継続調査とし、継続調査申出書を委員長から議長に申し出ることで全委員了承。

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午後 1 時 09 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

平成 29 年 12 月 14 日

くらし建設委員会委員長 川合保生